

告示

埼玉県告示第千四百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
所沢市歯科診療 所あおぞら	開設者変更	藤本 正人	小野塚 勝俊
ひまわり薬局	名称	桐芳堂薬局	ひまわり薬局
はまなす薬局	名称	メデイスンショップは まなす薬局	はまなす薬局
訪問看護ステーション カラフル	所在地	狭山市狭山台四―三 ―一	狭山市東三ツ木一八 七―五ハイムエンゼル 一〇二号室

